

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S & I JAPAN http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5、[地図](#)

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 鈴木秀幹 弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵)

[～事務所より～](#)

[～編集者より～](#)

記事目次

[～シンガポール改正特許法によりイノベーションが増えるか?～](#)

[～タイ知的財産局とタイ知的財産協会により電子システムを用いた知的財産登録制度の整備、審査の効率化及び審査期間の短縮等に関する協議が行われた～](#)

[～タイでタイ知的財産侵害抑制部\(NICE\)とアメリカの専門家による2014年度第1回実務協力準備会議が行われた～](#)

[～タイでASEAN 知的財産権行動計画案 2016-2025 \(ASEAN IPR Strategic Plan 2016 - 2025\) 会議が行われた～](#)

[～タイと日本のよりいっそうの協力強化を JICA は主張する～](#)

[～タイ投資委員会が7年計画を承認した～](#)

[～タイ工業省と福井県が覚書を締結～](#)

[～タイの外国人事業法改正について商務省が説明会を行った～](#)

[～タイを初めとする東南アジアのエネルギー及びインフラ事業を東芝が強化～](#)

[～タイ知的財産局告示「商務省のワンストップサービスシステムの開発プロジェクトに基づく商標登録出願」～](#)

[～中国での知財の集積を守るためには～](#)

[～香港の Asia IP Exchange にデンマーク特許商標局が協力～](#)

[～香港において”Fortune Times”の標章はアメリカの”Time”及び”Fortune”の標章とは類似していない、と判断された～](#)

[～香港での商標を TWG Tea 社が法廷闘争の末に失う～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを12月25日付けで更新しました。

(1月、2月の祝祭日のお知らせ)

1月1日、2日が祝祭日です。2月は祝祭日がありません。

(弊所の年末年始休業のお知らせ)

12月29日より1月4日まで休業致します。年始は1月5日より業務開始致しますので、ご迷惑をお掛けしますが、宜しくお願い致します。また、休業期間中のファックス、メールは通常通りですので、ご利用ください。

～編集者より～

今年も残りわずかとなりました。年の瀬なので、本年の総括と来年への展望を述べたいと思います。

今年のタイでは、大きな出来事がありました。昨年より親タクシン派政権(インラック政権)への反発により反政府デモが大規模かつ長期化し、5月にはついに軍事クーデタが起き、その後軍事政権下で8月にプラユット首相の内閣が発足した次第です。この政権下で懸案事項となっていた高速鉄道計画はその仕様を時速200キロ程度とし、2路線を決定承認した模様です。これらの路線は中国からの援助で進められることが11月に内閣承認されました。いよいよ中国の影響がタイ国全土及び広い分野において本格的に強まることとなりそうです。

来年は、いよいよタイでは、民政移管への動きが強まると思われ、いつ総選挙となるのか。そして、その次期政権はどうなるのかに注目が集まってくると同時に、再びデモなどの混乱が予想される処であります。また、隣国ミャンマーでも年末総選挙が予定されており、どのような次期政権となるのかが注目されております。

日本との関係では、日中関係が悪化しているため、中国向け投資が東南アジア全体へ向けられる傾向にあり、タイでは日本からのさらなる投資が行われる中、昨年のタイ反政府デモの影響により政府の各種事業認可が遅れ、新規の参入者にとっては大変な年となったようです。政府認可は7月頃までにはその遅れが解消されたものの、インラック前政権に行われた新車購入への助成金施策の反動により昨年の自動車販売台数は、前年比大幅なマイナスとなり、内閣発足後の経済減速が次第に表れ始めました。

知的財産分野におきましては、懸案であった商標法改正、著作権法改正の国会審議が軍事政権下での引き継ぎの審議となり、2015年ASEAN共同市場創設時までの公約とされてきた商標マドリッドプロトコル加盟が未だ実現せずの状態です。また、タイ政府知的財産局では昨年来1年間空席だった局長ポストに新局長マリー・チョークラムレット氏が就任し幹部人事が刷新されました。特筆すべき施策としては昨年1月から日本とタイとの特許審査ハイウェイが試行開始され、昨年で約100件近くの申請件数を受理した模様です。この特許審査ハイウェイにより今まで特許出願から登録まで平均10年以上かかっていた審査期間を大幅に改善する見込みです。また、さらに審査期間を短縮するべく審査官の増員を特許だけでなく知的財産分野全般において計画しているようです。今年はこのような改善がどのような効果となって現れるか期待したいところです。

来年の弊所及び弊所グループの課題として、昨年末に構築導入した包袋管理システム及び特許管理システムを最大限に活用し、人材をさらに充実させ、東南アジア全体を視野に入れた体制を構築し、本年同様、皆様の信頼に十分応えられるよう活力ある事務所作りを全力で追求したく存じ上げます。

本年もご愛読いただきありがとうございました。来年もいっそう充実した紙面を志したいと思います。

～シンガポール改正特許法によりイノベーションが増えるか？～

政策立案者と学者は、知的財産権の強化により、イノベーションが活気づけられると広く信じている。特許、著作権、商標といった知的財産権は、所有者に独占権を与える。このことについて考えると、独占している期間は、所有者は競争から保護されて、そのイノベーションからより多く儲けることができる。稼ぎの増加は企業が他のイノベーションへより多く投資することをうながす。この2月に、シンガポールの特許システムは一種の「自己査定方式」から「積極的な認可方式」に改正された。新しいシステムの下では、知的財産庁は発明が審査されて新規性、進歩性及び産業上の利用性を満たしていると決定されたときのみ特許する。さて、強化された特許法がイノベーションを増やすだろうか？答えは明確ではない。強化された特許権は発明者の利益を増やすから、他者のイノベーションを早いうちに断念させるだろう。服飾業界や食品業界を考えると、あるデザイナーが他のデザイナーを刺激し、あるシェフのレシピが他のシェフに似たような料理を思いつかせる。つまり、強化された特許法がイノベーションを増やすかどうかは、産業や経済発展の段階、資源とりわけ知的労働者の分配、といった環境に左右される。シンガポール知財アカデミーによる最近の調査において、イノベーションを守るための様々なやり方について質問が行われ、様々な規

模の多岐に渡った産業の 87 社が回答した。この調査によると、“1”を「効果的でない」、「7”を「非常に効果的」として評価した数値で、調査対象企業は秘密にすることが最も効果的と回答し、その数値は物のイノベーションについては平均 5.43、方法のイノベーションの平均 5.44 である。特許についてはどうだろう？物のイノベーションの場合、企業は商標、著作権、意匠より低く、特許を最も効果的でないと評価した。方法のイノベーションの場合、企業は特許を秘密にすることから離れた 2 番目に評価した。この、秘密にすることが特許よりもイノベーションを守る上でより効果的とする調査結果は、シンガポール特有のものではなく、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリアにおける企業を対象とした調査でも、似たような結果が得られている。秘密にすることについての評価には、従業員数や特許の数にはあまり関連がみられない。厳密に言えば、この調査は、限界有効性や企業がどのように関連法規の変化に対応したかについては示していない。そのような問題があるにせよ、この知財アカデミーによる調査は、特許法及び著作権法の強化より、営業秘密保護法の強化が、イノベーションを活性化するために相対的により効果的な方法であることを示唆している。

(2014 年 12 月 10 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ知的財産局とタイ知的財産協会により電子システムを用いた知的財産登録制度の整備、審査の効率化及び審査期間の短縮等に関する協議が行われた～

2014 年 11 月 5 日、マリー チョークラムルット知的財産局長が議長となり、知的財産局とタイ知的財産協会 (Intellectual Property Association of Thailand) との協議が行われた。知的財産局からは局長と幹部が出席し、知的財産協会の代表と、電子システムを用いた知的財産登録制度の整備、審査の効率化及び審査期間の短縮、知的財産関連法の改正及び外国における知的財産権侵害の問題について意見交換が行われた。

(2014 年 11 月 21 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイでタイ知的財産侵害抑制部 (NICE) とアメリカの専門家による 2014 年度第 1 回実務協力準備会議が行われた～

2014 年 11 月 5 日から 6 日、商務省事務次官事務所において、タイ知的財産侵害抑制部 (NICE) とアメリカの専門家による 2014 年度第 1 回実務協力準備会議が行われ、知的財産局副局長であるグラニー イッサデイサイ氏が式辞を述べ、官民の関連機関が参加した。この会議ではタイとアメリカの知的財産侵害に関する情報、タイとアメリカの知的財産侵害エンフォースメントの経験に関する議題について合意がなされた。

(2014 年 11 月 21 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイで ASEAN 知的財産権行動計画案 2016-2025 (ASEAN IPR Strategic Plan 2016 - 2025) 会議が行われた～

2014 年 11 月 11 日、商務省事務次官事務所において、「ASEAN 知的財産行動計画案 2016-2025 (ASEAN IPR Strategic Plan 2016 - 2025)」会議が行われ、知的財産局長であるマリー チョークラムル

ット氏が議長を務めた。この会議は 2011 年から 2015 年の ASEAN 知的財産行動計画進捗状況及び 2016 年から 2025 年の ASEAN 知的財産権行動計画下での議長国のガイドラインを報告することを目的として行われた。

(2014 年 11 月 21 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイと日本のよりいっそうの協力強化を JICA は主張する～

日本の国際協力機構(Japan International Cooperation Agency : JICA)タイ事務所池田修一所長は、タイの経済発展と社会的成功により、日本からタイへの援助はその優先順位を下げてはいるが、JICA は来年の ASEAN 経済共同体による統合に備えて、他国、特に大メコン圏(Greater Mekong Subregion : GMS)の他国を支援できるパートナーであるとタイをみなしていると述べた。池田所長は、JICA のタイとの協力の本質は変化しているが、そのコミットメントは変わらずに残り、JICA はタイを援助対象国としてではなく、タイ国のみならず地域の持続的発展のための真のパートナーとして、協調を続けることを検討している、と述べた。昨年までに、タイは JICA から、総額 674 億パーツに上る、156 件の技術協力と 216 件の開発調査を受けてきた。タイはまた、バンコク大量輸送システムやスワンナプーム国際空港のような巨大プロジェクトを含む、242 件のプロジェクトに対して総計 6,560 億パーツ、無償供与 520 億パーツの ODA による借款を受けてきた。日本からタイには 7 千社以上の日系企業が進出し 5 万人以上が居住しており、日本はタイで大きな商業的地位を占めている。世界銀行の東アジアおよび大洋州に関する最新のレポートによれば、ASEAN の成長率は 2014 年に 6.9%、2015 年に 7.1%と予測されており、2013 年の域内の GDP の合計は、約 11 兆 4,130 億ドルである。JICA 東南アジア大洋州部の入柿秀俊部長は、インフラ整備、高齢化、教育および環境問題といった ASEAN の課題が、近い将来、2 国間協力により取り組まれる分野である、とほのめかしている。入柿部長は、日本のタイとの協力は、相互の便益の振興のコンセプト及び戦略的パートナーシップに基づく包括的地域開発の下で継続されるであろう、と述べた。Surin Pitsuwan 前 ASEAN 事務局長は、タイの発展は、先進国から援助を受ける必要のある段階を過ぎ、タイの経済、人材開発及び技術経験は地域内の他の開発途上国や、日本やヨーロッパからのより高いテクノロジーを使いこなせず、必要としない、アフリカのような他地域で共有されるべきである、と述べた。

(2014 年 11 月 25 日、タイネーション)

～タイ投資委員会が 7 年計画を承認した～

タイ投資委員会(Board Of Investment : BOI)は、デジタルエコノミーを支える革新技術に焦点を当てた新投資政策のための、2015 年から 2021 年までの 7 年間の基本計画を大筋で承認した。計画は 1 月 1 日より発効する。また昨日、BOI は総額 792 億 1 千万パーツに上る 23 の新規プロジェクトを認可した。これらのプロジェクトには、スズキ、ホンダ、トヨタ、及び GM による、第 2 期エコカープログラムへの 340 億パーツの投資が含まれており、残りは風力発電及び農業廃棄物を利用した発電のような、新エネルギー事業への投資である。また昨日、内閣は BOI が現在の地域事業本社に代えて国際本社及び国際流通センターを設立するためのワンストップサービスを立ち上げることを承認した。

(2014 年 11 月 26 日、タイネーション)

～タイ工業省と福井県が覚書を締結～

タイ工業省(Ministry of Industry)工業振興局(Department of Industrial Promotion)Arthit Wuthikara 局長は、タイにおける機能性繊維事業の拡大に関して、タイ工業省と福井県が覚書を締結したと語った。この合意は、特に戦略産業における、日本の中小企業の海外展開を支援し振興する政策の一部である。Arthit 局長は、福井からの中小企業は、タイを製造拠点及び ASEAN の発送のハブとして使いたいように見受けられると述べた。福井県は、埼玉県、山梨県、鳥取県、秋田県、島根県、川崎市、愛知県に続き、タイ政府と覚書を締結した 8 番目の自治体である。来年 1 月には、南相馬市(訳注:原文は”Minamiso”なので南相馬市と判断。)及び福岡県もタイ政府と覚書を締結する予定である。福井県からタイへの投資額の合計は、11 の工場を操業する 28 社により 100 億パーツに上る。西川一誠福井県知事は、日本の中小企業は、2015 年末の ASEAN 諸国の統合から利益を得る、自動車、薬品、食品及び航空産業への投資に興味を持っていると述べた。西川知事は、日本の投資家は ASEAN の中央にあるというタイの位置だけでなく、タイで生活することに好印象を持っているから、タイでビジネスを行うことに好意的であると付け加えた。

(2014 年 11 月 27 日、バンコクポスト)

～タイの外国人事業法改正について商務省が説明会を行った～

Chatchai Sarikulya 商務大臣は昨日、タイの外国企業界に対し商務省が現在進めている外国人事業法の改正は、外国企業がタイで事業を行うのを困難にするものではないと断言した。商務省は外国人事業法の見直しについて、政府の計画を明確化し理解を深めるために最初の説明会を開催した。この説明会には在タイの大使館、外国商工会議所及び投資企業から数多くの参加者があった。Chatchai 商務大臣は外国人事業法を改正するという政策は投資奨励、企業経営の手続き緩和、及び貿易と投資の促進という 3 つの原則に基づいたものであると説明した。Chatchai 大臣は、タイは現在国の競争力と貿易投資奨励を強化するため国家的な改革のプロセスを進めており、複数の関連法の見直しはこのプロセスの一部であると話し、外国人事業法は、国際的慣行に従った法律制定を進めるために商務省が調査を進めている法律の一つであり、投資環境に悪い影響を与えるものではないと強調した。Chatchai 大臣は、商務省は公聴会の開催に着手しており、来月に改正法案が完成、来年初めに内閣に提出することになると話した。昨日の説明会は外国の投資企業から外国人事業法の見直しに関する懸念があったことから開催された。これまで、商務省の担当官と多くの大使館、外国商工会議所及び投資企業との会合において懸念が表明されてきた。大臣の話を聞き、Stanley Kang 在タイ外国商工会議所連合会長は、外国投資を厳格にコントロールするものではなく、更なる投資を奨励する政策を計画しているというタイ政府の説明に満足していると話した。Kang 会長は更に、「外国のコミュニティーは更なる投資を促進することをタイ政府に期待している。現行の外国人事業法は十分厳しいもので、これ以上難しいものにすべきではない。タイは国の競争力を高めるために更なる投資を促進すべきである。」と話した。

Stanley Kang 会長は、商務大臣から議決権、経営、株の所有及び資本に関連する「外国人」の定義等、外国企業が懸念する項目に手が加えられたかといった詳細は明らかにされなかったものの説明を聞いて

て少し安堵したと述べ、政府の説明から、更なる規制、特に「外国人」の定義に関する規制は適用されそうもないと理解できると話した。在タイ外国商工会議所連合は 12 月中旬までに商務省に提言を提出する予定であるが、外国人事業法が、より制約が厳しく、保護主義的になる変更は支持しないという立場には変わらない。ヨーロッパ商業ビジネス連合(European Association for Business and Commerce、EABC)は、「貿易とサービスの自由化を重要視する自らの立場を述べている。Rolf-Dieter Daniel 会長は、以前の体勢は外国人の事業と投資を制限するものであったが、もしタイ政府が商務大臣が概要を述べた3つの原則を実施すれば、正しい報告に向かっていくことになる。しかし大臣が何を意味するのか、どのように実施されるのか明確になっていない。」と話した。日本の福井県の西川一誠知事は昨日外国人事業法について、工業省と協議を行い、日本の投資企業は、外国人事業法が改正されるのか否か、政府からのより明確な計画を待っていると話した。日本の投資企業はまた、タイ政府に対し、タイの中小企業を代表する日本の投資企業に対するワークパーミット(労働許可証)の緩和を求めている。福井県知事は最近タイ工業省と繊維及び衣料品に関する日本の中小企業からタイへの投資についての覚書に調印した。福井県はタイを Asean 市場への製造・輸出拠点とすることを望んでいる。

(2014 年 11 月 27 日、タイネーション・バンコクポスト)

～タイを初めとする東南アジアのエネルギー及びインフラ事業を東芝が強化～

シンガポールを拠点とする Toshiba Asia Pacific の大谷文夫社長は、東芝が 2014 年から 2018 年まで東南アジア地域に 10 億 US ドルを投資しこの地域の年間売上高を 2020 年までに 70 億ドルまで倍増することを目指していると話した。同社は 3 月末に終わる今季の売上が 35 億ドルになると見込んでいる。大谷氏は東芝本社のアジア担当役員も務めており、昨日タイへの訪問に際し、東芝グループがグループの事業戦略上 ASEAN が中心的存在であることとタイが引き続き重要な存在であることを再確認したと述べた。大谷氏は東芝と ASEAN、特にタイとの長い関係について強く語った。タイには東芝の初の海外製造拠点 Thai Toshiba Electric Industries がある。このユニットは 1969 年に操業を開始し、45 年経った今も好調である。大谷氏は東芝が依然としてタイで、特にエネルギー需要分野においてビジネスチャンスを見出していると話す。タイではエネルギー輸入に係る費用と発電における天然ガスへの依存を軽減しようとしており、東芝はこれに、太陽光発電向けの再生可能エネルギーや火力・水力発電所を含む環境を考えた発電技術とソリューションで応じていると、同氏は話している。タイはまた、急激な都市化に対処するスマートな都市計画や効率的な輸送システムの開発を目指しており、東芝はこの分野でもソリューションを提案できると大谷氏は付け加えている。東芝の昨年度の連結売上高は 6.5 兆円で、発電システムや社会インフラソリューションといった主な業種がこのうち 26%を占めた。東芝は昨年東南アジアにおけるエネルギー及びインフラ事業を強化し、タイ、ラオス及びカンボジアの社会インフラセクターの事業を促進するため Toshiba Asia Pacific (Thailand)を創設した。また、昨年東芝と丸紅はバンコクの大量輸送機関パープルラインに電気・電子システムと運営メンテナンスを提供する契約にサインしている。

(2014 年 12 月 3 日、タイネーション)

～タイ知的財産局告示「商務省のワンストップサービスシステムの開発プロジェクトに基づく商標登録出願」～

「商務省のワンストップサービスシステムの開発プロジェクトに基づく商標登録出願」に関する知的財産局告示。このプロジェクトは企業と一般市民が商標出願する際の利便性を向上させ、時間、コストを節約するため、知的財産局の他にタイ工業省産業振興局に出願窓口を設置するものである。

(2014年12月8日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～中国での知財の集積を守るためには～

知的財産の創出は、中国本土の企業に新たな機会を開き、世界中の投資家に中国の成長のストーリーに参加する新たな道を作る。しかしながら、この機会をどのように守るかが重要である。香港において、Business of IP Asia Forum が開催され、その中のチャイナデیلیー共催による”IP Opportunities in the Internet and Culture Economy”と題するセッションにおいて、チャイナデیلیーアジアパシフィックの発行人兼編集長の Zhou Li 氏は、中国本土はこのエキサイティングな成長の中心であって、この成長が中国を世界最大の経済に発展させ、中国のイノベティブな大企業を育てた、と述べた。Zhou 氏は、香港の、中国本土への表玄関として他の地域とつなぐ役割もまた、知的財産分野を含むものであり、知的財産権者と企業が巨大な中国と海外市場をつなぐことを助けるものである、と述べた。北京市知識産権局 (Beijing Intellectual Property Office : BJIPO) 副局長の Li Zhong 氏は知的財産保護を向上させるため、中国は知財裁判所の構築にかかっており、11月15日に北京で知財裁判所が開設され、上海でも12月15日に開設の予定であり、広東でも今年の終わりに開設される予定である、と述べた。研究プロジェクトを含めた、将来の中国におけるいかなる巨大プロジェクトも、知的財産評価を受けなければならず、国務院は財政支援と税制優遇を増やすことを決めた、と Li 氏は述べた。Li 氏は、中国は、執行、裁判、民事仲裁という3分野で知的財産保護のよりいっそうの向上に努めていると述べた。深圳に本社を置く通信設備メーカーの中興通迅(ZTE)の Shen Nan 氏は、北米市場で ZTE は100件以上の進行中の訴訟を抱えているとし、知的財産保護のリスクと引き換えに毎年何億円もの支払いを弁護士に行っている、と述べた。Shen 氏は、2012年以降、ZTE は日本、インド、オーストラリア、韓国から訴訟を提起されており、華為技術(Huawei)に至ってはサウジアラビアから訴訟を提起されていると述べ、これらの訴訟の背後には商業上の競争があるが、知的財産保護全体の環境が変わることでこれらの訴訟も変わる、として、中国企業はルールについてより注意深く学ぶ必要があると述べた。莫大な量の知的財産に関連したリーガルリスクは多様化している、と、Shen 氏は述べ、現在 ZTE では自社の特許を標準に欠かせない特許と、商用に欠かせない特許に分類しており、特許の配置、登録、保護、評価は戦略に沿って行い、商用に欠かせない特許へより注力していると述べた。世界最大のパーソナルコンピュータメーカーであるレノボグループの副社長兼チーフデザイナーである Yao Yingjia 氏は、知的財産のための安全な環境が国内及び海外での成長を支援し、技術開発能力のみでなく、ブランドもまた成長の重要な要素であると述べた。Yao 氏は“ファンエコノミー”について説明し、知的財産保護の話題について、従来はイノベーション、つまり技術や有形資産や結局はブランドの保護について話していたが、将来は最も価値のある資産である、情緒の保護に目を向けることを述べて、それらに対する注目はあなたの振る舞いと知的財産保護の行動に依存する、

と述べた。中国エンターテインメントニュースポータルである Entgroup 上席副社長の Amy Liu 氏は、知的財産はそれ単独では存在しないから、最も重要なことは知的財産の商業化をどのように行うかであると考える、とし、知的財産の最終的な価値はインターネットのネットワーク及びカルチュラルエコノミーの手段により得られる収益を最大化することにある、と述べた。

(2014年12月12-18日、チャイナデイリー)

～香港の Asia IP Exchange にデンマーク特許商標局が協力～

デンマーク特許商標局(Danish Patent and Trademark Office、DKPTO)は知的財産権を所管する国の当局であり、商務・成長省下の自己資金による組織である。DKPTO は戦略情報のリーダーであるのに加え、特許及び意匠の付与並びに商標の登録を行っている他、発明に関する権利保護の促進と強化等も行っている。10年以上に渡り、DKPTO は中央・東ヨーロッパに焦点を当てた国際事業に尽力してきた。しかしここ数年、これをアジア及び中東に広げ、Asia IP Exchange (AsiaIPEX)と協力し、香港、中国本土及びアジア地域での範囲拡大をサポートしている。Asia IP Exchange は地元と海外に技術移転と知的財産権の奨励に努める 25 の戦略パートナーがいるが、DKPTO はこのうちの一つである。Asia IP Exchange は 2012 年 12 月からスタートしたが、DKPTO ではこれと協力することで、デンマークの発明家のアジア市場への進出をサポートすることになると考えている。DKPTO の Anne Rejnhold Jorgensen 政策法務部長は、「Asia IP Exchange は知的財産権の売買についてアジアで大きな役割を果たしており、この組織と協力することで DKPTO のポータルである IP Marketplace をアジア市場への進出を拡大させることができる。」「アジアへの進出が増えれば、IP Marketplace を利用するデンマークと世界の発明家、企業及び大学は、IP Marketplace があまりよく知られていない地域の潜在的な発明家やバイヤーにアクセスすることができ、これら IP Marketplace の利用者に利益をもたらす。」と話している。Asia IP Exchange はアジア最大の国際的オンライン IP ポータルで、大学技術マネージャー協会(Association of University Technology Managers、AUTM)や Distrify といった外国の団体とアジアの IP サービスハブと世界の市場をプロモートし結びつけるために協力を進めてきた。

(2014年11月28日-12月4日、チャイナデイリー)

～香港において”Fortune Times”の標章はアメリカの”Time”及び”Fortune”の標章とは類似していない、と判断された～

アメリカのメディア大手であり、Time 及び Fortune の両誌を発行する Time 社が、昨年、中国の Li San Zhong 氏に対して提起した、香港で商標登録されている Fortune Times 商標の無効申立てに失敗した。Fortune Times は 2011 年に Fortune Times Pte Ltd によって香港で商標登録され、同社から Li 氏に譲渡された。Fortune Times はビジネス出版物である。Time 社は、Fortune Times の商標は、香港でより早く登録された Time 社の商標と類似し混同させるものであり、また、Time の標章はよく知られた同社の 2 つの商標を組み合わせたもので、類似している、と主張した。また、両者の出版物の出所の混同を主張した。一方、Li 氏は Fortune Times の標章全体は、4 つの漢字により構成された四角形と 2 つの英単語から構成されていると主張し、支配的な部分は漢字により構成された四角形であると付け加えた。See

Tho Sok Yee 主席商標登録官補佐は、両者は類似していないとし、Time 社の主張する、両者の間に何らかの関係があると考えさせて消費者を故意に誤認させて選択させる、との主張には、十分な証拠がないと述べた。

(2014 年 12 月 12 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～香港での商標を TWG Tea 社が法廷闘争の末に失う～

高級ブランドの TWG Tea 社が、同様に TWG を略称として用いている、競合相手の Tsit Wing 社の香港の商標を侵害しているとした、香港の第一審の判決に対する抗弁に失敗した。香港の控訴審において3人の裁判官が、Tsit Wing 社が既に登録している標章及び物品と、シンガポールに本拠を有する TWG Tea 社の記号及び TWG Tea 社が香港で提供するティーサロンの物品とサービスとの間には、“高度な類似性”があると一般消費者が認識する、と判断した。3文字を巡っての係争は、Tsit Wing 社が TWG Tea 社のティーカップを訴えた 2011 年には嵐となった。TWG Tea 社は、香港市場への参入を計画し、2011 年 12 月に、香港の IFC モールでティーサロンを開業した。Tsit Wing グループは、2011 年に総額 3 億 9,300 万香港ドルの売上げを記録し、そのうち 1 億 1,100 万香港ドルは茶の売上げである。そして、2006 年より TWG の文字を用いたロゴを使用していて、グループの持株会社は、シンガポール証券取引所に 2001 年に上場している。一方、Wellness Group はシンガポールで 2001 年に法人として設立され、2008 年から独自に創案した TWG Tea のロゴを用いている。同社はそのロゴをティーサロンや売り場、商品に掲示し、40 カ国以上に商圏を広げて、食品産業、ホテル及びシンガポール航空にも商品を供給している。TWG Tea 社の弁護士は、Tsit Wing 社のマークは TWG Tea 社の記号とは同一ではなく類似もしていないと主張し、IFC モールにあるティーサロンには”1837”との年号が示されていることが特徴であることを指摘した。しかしながら、裁判所は、これらの特徴は商標にあまり重要でないとし、その結果として”TWG”の文字が両者の標章及び記号にとって支配的なものであると指摘した。この判決の効力は香港のみに限定され、シンガポールを始めとした他国には適用されない。TWG Tea 社のスポークスマンは、TWG Tea 社は香港の法律も各国の法律も尊重すると述べた上で、香港の控訴審における判決については専門家に相談中であり、本件に関するすべてのコメントを留保する、とした。

(2014 年 12 月 16 日、シンガポールストレイトタイムズ)